

保護者の皆様へ

災害共済給付制度への加入について

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会では、豊橋市立小・中・高等学校に在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という）と災害共済給付契約を結んでいます。

振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害にあった場合、その治療費や見舞金を保護者の皆様に給付する制度です。あらかじめ保護者の皆様の加入申込みのもとに、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、当教育委員会では漏れなく加入されることを希望します。加入申込みされる方は、下記の加入同意書にご記入の上、学校に提出してください。

なお、加入同意書の提出及び共済掛金の支払がない場合は、契約できませんのでご承知ください。

また、給付の内容等は、下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷（骨折、打撲、やけど等）や疾病（熱中症、皮膚炎等）に対する医療費と、負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。なお、学校の管理下とは、次の①～④の場合をいいます。

- ① 授業中（特別活動中も含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外活動中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

2 給付金額

① 医 療 費

センターからは健康保険の療養に要する費用の 4／10（その内、1／10 の分は、療養に伴って要する費用として加算）が支給されますが、子ども医療費助成制度、母子父子家庭等医療費助成制度、障害者医療費助成制度等（以下「医療費助成制度」という）を利用し、窓口での自己負担が無い場合、実際に各保護者へ支給されるのは、加算分の 1／10 のみとなります。なお、豊橋市では、高校生世代まで医療費について子ども医療費助成制度を実施しております。

※医療費助成制度利用分（3／10）は、豊橋市で公費負担していますので、豊橋市へ返納します。

※医療費助成制度を使用せず窓口負担をした場合は、健康保険の療養に要する費用の 4／10 を支給します。

② 障害見舞金

障害の程度に応じて給付されます。（1 級：4,000 万円～14 級：88 万円）
（通学中の場合は、1 級：2,000 万円～14 級：44 万円）

③ 死亡見舞金

3,000 万円が給付されます。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500 万円）

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支払いは、初診から最長 1 0 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効で消滅します。
- ③ 損害賠償を受けた時や、他の法令の規定による給付（例えば、障害者自立支援法の自立支援医療）等を受けたときは、その受けた額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 生活保護を受けている世帯の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

4 共済掛金（転入者のうち、転入前の学校で加入済みの児童生徒を除く）

学校区分	共済掛金	豊橋市負担額	保護者負担額
小中学生（小中学部）	920	460	460
くすのき高等部、家政高等専修学校	2,150	650	1,500
市立高校	980	300	680

※要保護・準要保護児童生徒については、保護者負担金はありません。

※負担金額は、年額です。

（き り と り）

加 入 同 意 書

豊橋市教育委員会

豊橋市立 学校

児童生徒氏名

上記児童生徒は、在学する間、災害共済給付制度の加入に同意します。また、医療費助成制度を利用し、窓口での自己負担が無い場合は、災害共済給付金の医療費（4／10）から、医療費助成制度利用分（3／10）を差し引いた額を受け取ることを承諾します。

また、共済掛金の支払が遅れた場合は、豊橋市教育委員会により徴収に必要な調査（税情報等の公簿確認及び行政機関や金融機関への資料請求）が行われることを承諾します。

令和 年 月 日

※ボールペンで記入して下さい。

保護者 氏名